農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領

（制定
２９ 農 振 第 ２２６２ 号
平 成 30 年 ３ 月 28 日
農林水産省農村振興局長通知）

最終改正　令和３年４月１日付け　２農振第 3780 号

第１　趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第 3695 号農林水産事務官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第３第１項（１）地域活性化対策の実施については、交付等要綱の定めるところによるほか、本要領の定めるところによるものとする。

第２　事業内容等

本事業は、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、その事業の内容は、次のとおりとする。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額は、別表に定めるとおりとする。

１　活動計画策定事業
（１）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定
（２）地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等
２　農山漁村地域づくり事業体形成支援事業
（１）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた、事業体の形成を含む地域運営計画の策定
（２）地域運営計画に掲げられた取組の体制構築及び実践活動等
（３）事業体の活動に必要な施設の整備
３　人材発掘事業
（１）農村体験研修の実施
（２）情報の発信及び共有
４　農山漁村情報発信事業
（１）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信
（２）農業遺産の情報発信
（３）農山漁村発イノベーションの情報発信

第３　事業実施主体

交付等要綱第３第２項の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる者とする。

1　第２の１の活動計画策定事業（以下「活動計画策定事業」という。）並びに第２の２の農山漁村地域づくり事業体形成支援事業（以下「農山漁村地域づくり事業体形成支援事業」という。）のうち（１）及び（２）の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たす地域協議会

（１）次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア　目的

イ　代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

ウ　意思決定の方法

エ　解散した場合の地位の承継者

オ　事務処理及び会計処理の方法

カ　会計監査及び事務監査の方法

キ　アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

（２）地域協議会の構成員に市町村を含んでいること。

2　第２の２の（３）の事業を実施する場合にあっては、１（１）及び（２）に掲げる要件の全てを満たす地域協議会又は当該地域協議会を構成する以下の団体

ア　市町村

イ　農業協同組合又は農業協同組合連合会

ウ　森林組合又は森林組合連合会

エ　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

オ　中小企業等協同組合

カ　特定非営利活動法人

キ　一般社団法人又は一般財団法人

ク　公益社団法人又は公益財団法人

ケ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１号に規定する会社（資本金の額又は出資の総額が３億円超又は常時使用する従業員の数が 300 人超のものを除く。）

コ　認可地縁団体

サ　農林漁業者等の組織する団体

なお、農林漁業者等の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である者が３名以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるものとする。

また、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

3　第２の３の人材発掘事業（以下「人材発掘事業」という。）及び第２の４の農山漁村情報発信事業（以下「農山漁村情報発信事業」という。）を実施する場合にあっては、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業

第４　事業実施期間

交付等要綱第３第２項の事業実施期間は、事業内容ごとにそれぞれ次のとおりとする。

１　活動計画策定事業

（１）交付等要綱第１の農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）を交付する期間は、２年間とする。ただし、事業実施主体が、別表の１のうち、具体的な事業内容欄の（２）のイの取組を行い、かつ、事業を実施する地域が別表の交付率及び助成額欄の（５）に掲げる地域のいずれかに該当する場合又は別表の具体的な事業内容欄の（２）のウの取組を行う場合にあっては、３年間とする。また、第２の１の（１）の地域の活動計画の策定については、事業開始年度内に完了することとし、この取組に対して交付金を交付する期間は、１年間とする。

（２）（１）の交付金を交付する期間にかかわらず、活動計画策定事業を実施するための計画期間は、３年間とする。

なお、当該計画期間のうち最終年度については、交付金の交付期間内に行った取組を自立的かつ継続的な取組としていく期間とする。

２　農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

（１）交付金を交付する期間は、３年間とする。なお、第２の２の（１）の地域運営計画の策定については、事業開始年度内に完了することとし、この取組に対して交付金を交付する期間は、１年間とする。また、第２の２の（３）の施設の整備については、交付金を交付する期間は、２年間とする。

３　人材発掘事業

交付金を交付する期間は、１年間とする。

４　農山漁村情報発信事業

交付金を交付する期間は、１年間とする。

第５　事業の公募

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）は、別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募を行い、また、次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）は、交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

１　活動計画策定事業及び農山漁村地域づくり事業体形成支援事業については、次に掲げる事業実施主体の所在地域に応じ、それぞれ次に定める者

（１）北海道　農村振興局長

（２）沖縄県　内閣府沖縄総合事務局長

（３）（２）以外の都府県　地方農政局長

２　人材発掘事業及び農山漁村情報発信事業については、農村振興局長

第６　農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

１　農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定及び提出

交付等要綱第５の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）及び交付等要綱第６の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）は、事業実施主体が、第５の選定を受けてから１か月以内に、次に定める様式により策定の上、別紙様式第１号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

（１）活動計画策定事業の様式は、別紙様式第２号とする。
（２）農山漁村地域づくり事業体形成支援事業の様式は、別紙様式第３号とする。
（３）人材発掘事業の様式は、別紙様式第４号とする。
（４）農山漁村情報発信事業の様式は、別紙様式第５号とする。

２　策定に当たっての留意事項

活動計画策定事業、農山漁村地域づくり事業体形成支援事業、人材発掘事業（人材発掘事業にあっては、第２の３の（１）に掲げるものに限る。）及び農山漁村情報発信事業を実施する場合にあっては､振興推進計画及び事業実施計画の策定に当たって、次に掲げる事項（活動計画策定事業にあっては（１）～（５）、農山漁村地域づくり事業体形成支援事業にあっては（１）～（３）及び（６）～（10）、人材発掘事業にあっては（１）、（２）及び（11）、農山漁村情報発信事業にあっては（12）～（14）に掲げる事項）に留意するものとする。

（１）振興推進計画及び事業実施計画が、事業の計画期間内の全ての期日にわたるものであること。
（２）振興推進計画及び事業実施計画の目標及び目標の達成状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）の内容に対して、取組の内容が適切なものであること。
（３）第３の１の（１）の事項について全ての構成員が同意したことが確認できる資料を添付すること
（４）活動計画策定事業の実施によって実現しようとする目標を、第２の１に掲げる取組に対応するように、次のアからウまでに掲げる目標から選択して定め、かつ、情報発信等による普及啓発に係る数値目標を定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできるものとする。
　ア　都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等）
　イ　都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等）
　ウ　農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等）
（５）活動計画策定事業の評価指標を、目標ごとに複数設定すること。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、ＳＮＳの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものであるもの。
（６）農山漁村地域づくり事業体形成支援事業の実施によって実現しようとする目標を、第２の２に掲げる取組に対応するように、次のアからウまでに掲げる項目ごとに定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできるものとする。
　ア　地域の農林漁業の振興のための取組に係る数値目標（農林水産物の販売額等）
　イ　地域コミュニティの維持のための取組に係る数値目標（地域コミュニティの維持に係るサービスの利用者数等）
　ウ　地域内外の若者を呼び込むための取組に係る数値目標（事業による若者の雇用者数等）
（７）農山漁村地域づくり事業体形成支援事業の評価指標を、目標ごとに複数設定すること。なお、評価指標については、農林水産物の販売や集出荷の回数、子育て支援

や移動販売の取組の利用者数、若者を呼び込むための情報発信の回数等、目標に対応した定量的なものであることとする。

（８）第２の２の（３）の事業の施設整備は、現在使用されていない又は本来の用途に供されていない遊休施設等の既存施設を有効活用するものであること。

（９）第２の２の（３）の事業の対象施設は、目的外使用のおそれがなく事業実施の効果が見込まれる事業実施主体の所有する施設とする。ただし、対象施設が処分制限期間又は 10 年間のいずれか長い期間にわたり本事業の目的に沿って活用される場合に限り、施設の所有者から当該施設を次の方法により借り受けた事業実施主体が当該施設を事業に供することを認めるものとする。

ア　施設の所有者が市町村である場合には、使用貸借契約又は賃貸借契約を結ぶこと。

イ　施設の所有者が市町村でない場合には、賃貸借契約を結ぶこと。

(10) 第２の２の（３）の事業で整備した施設について、処分制限期間内に財産処分を行う場合にあっては、国は事業実施主体に対し、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

(11) 人材発掘事業の実施によって実現しようとする目標を、第２の２の（１）に掲げる取組に対応するように、取組目標と評価指標について、次のように定めること。

ア　目標については、就農支援制度（農業人材力強化総合支援事業、農業経営法人化支援事業で実施している支援メニューや研修等、受入地域が実施している就農支援事業等）へ導いた人数や割合等、研修生が就農へ関心を持つことに係る定量的なもの及び、就職氷河期世代（1970 年度～1983 年度生まれ）が研修生の半分以上を占めるものとすること。

イ　評価指標について、農村体験研修を受けた人数や受入地域数等、目標に対応した定量的なものとすること。

(12) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信については、事業実施に係る数値目標（ウェブサイトの閲覧者数等）を設定すること。

(13) 農業遺産の情報発信については、事業実施に係る数値目標（農業遺産の認知度等）を設定すること。

(14) 農山漁村発イノベーションの情報発信については、事業実施に係る数値目標（プラットフォーム加入者数等）を設定すること。

第７　年度別事業実施計画及び地域の活動計画等

１　年度別事業実施計画

活動計画策定事業及び農山漁村地域づくり事業体形成支援事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、事業開始年度の翌年度以降において、毎年度、事業の進捗状況、実績等を踏まえ、交付等要綱第６の年度別事業実施計画を別紙様式第６号により策定し、毎年度４月末日までに別紙様式第７号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

２　地域の活動計画等

（１）地域の活動計画

活動計画策定事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、第２の１の（１）の地域の活動計画を、別紙様式第 19 号を参考に策定し、事業の開始年度の翌年度の４月末日までに、１の年度別事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

（２）地域運営計画

農山漁村地域づくり事業体形成支援事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、第２の２の（１）の地域運営計画を、別紙様式第 20 号を参考に策定し、事業の開始年度の翌年度の４月末日までに、１の年度別事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

第８　計画の承認

１　地方農政局長等は、３、第６の１及び第７の１により提出された各計画の内容及び対象経費等を精査し、本要領によるほか、交付等要綱等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

２　地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した計画について、農村振興局長に次のとおり報告するものとする。

（１）振興推進計画及び事業実施計画については、別紙様式第８号により報告するものとする。

（２）年度別事業実施計画については、別紙様式第９号により報告するものとする。

３　承認された振興推進計画、事業実施計画又は年度別事業実施計画について、次に掲げる重要な変更がある場合には、事業実施主体は、第６の１又は第７の１の１の手続に準じ、各計画を提出するものとする。

（１）各事業の事業費の３割を超える増減

（２）各事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更

（３）各事業の追加又は廃止

（４）別表の交付率及び助成額の欄の活動計画策定事業の（５）又は農山漁村地域づくり事業体形成支援事業の（３）に該当する地域における取組を実施する場合にあっては、事業実施地域の変更

第９　交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、交付等要綱別記様式第 12 号により、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

第 10　助成

交付等要綱第３の事業の実施に要する経費は、第２の１、２（１）及び（２）、３及並びに４の事業にあっては、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とし、第２の２（３）の事業にあっては、工事費、実施設計費及び工事雑費する。

なお、賃金等の人件費の算定は、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第11　実施基準等

第２の２の（３）の事業の実施基準については、次に掲げるものとする。

１　自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を本事業の交付対象とすることはできないものとする。

２　費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年４月１日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより行うものとし、この分析結果が当該通知の基準を満たすものとする。なお、既存の施設の改修、建物の附帯的な施設の整備を行う場合にあっては、投資効率を1.0とみなすことができるものとする。

３　既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合における各事業の交付対象は、次のとおりとする。

（１）増築、改築又は併設の事業については、既存施設の取壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。

（２）合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とすることができるものとする。

（３）古品又は古材の利用については、次によるものとする。

ア　古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

イ　使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。

ウ　古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材については、交付対象としないものとする。

エ　古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

４　交付対象とする施設等は、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が５年以上のものとする。

５　事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。

（１）近隣の地域における類似施設の賦存状況、利用状況の実績、今後の見込み等

（２）施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

（３）施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

（４）施設等の適切な運営に必要となる経営戦略、運営体制等

６　整備する施設等は利用計画等に沿って適正に利用されると認められ、かつ、施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

７　施設の整備に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

（１）個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個人に限られるものへの助成

（２）本事業に必要な資材の購入経費等のうち、個人が個々に負担すべき経費（人件費を含む。）への助成

（３）本事業の活動に直接関係のない経費（人件費を含む。）

８　施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

９　施設の整備に係る用地の規模は、著しく過大となってはならない。

10　施設の整備に係る用地が確保される見通しがない等事業着手までに相当の期間を要すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。

11　事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

12　事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

13　汎用性のある備品等は、交付対象としないものとする。

第 12　事業の施行

第２の２の（３）の事業にあっては、事業実施主体は、次に掲げる事項を踏まえ、事業を施行するものとする。

１　事業の施行

（１）実施設計書の作成

ア　事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にするものとする。

イ　実施設計書の作成に当たり、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札又は指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

（２）その他関係法規に基づく許認可等

事業の実施に当たり、行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とするときは、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

２　施行方法

交付対象事業は、（１）～（４）に掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

（１）直営施行

ア　工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、工事の適正な実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ　購入

機械器具の購入については、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。また、事業実施主体が第３の２イ～サである場合には、地域協議会は、事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、（イ）の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

（イ）競争入札に付しても入札者がない場合又は落札に至らなかった場合

（２）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様

書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア　請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。入札業務の執行に当たっては、地方農政局長等は、適切な指導を行うものとする。

ただし、競争入札に付しても入札者がない場合又は落札に至らない場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

イ　工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ　工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

（３）委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

（４）代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア　代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行による理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ　代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない場合又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

ウ　建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ　施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ　支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正な価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨と

して、決定するものとする。

カ　工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ　工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク　精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

3　工事実施の手続

（1）事業実施主体は、本事業に係る工事に着手するときは、別紙様式第 10 号により、速やかに地方農政局長等に届け出るものとする。

（2）事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第 11 号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

（3）地方農政局長等は、（2）による届出があった場合にあっては、現地調査等により完了の確認を行い、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示するものとする。

（4）事業実施主体は、（3）による指示があった場合にあっては、手直し等の措置を講じるものとする。

4　契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成９年５月９日付け９経第 895 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第 13　未竣功工事の防止

第２の２の（３）の事業の施設等の整備について、事業実施主体は、未竣功工事について（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、未竣功工事の防止について（昭和 55 年３月１日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知）

及び未竣功工事の防止について（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未竣功工事の防止に努めるものとする。

第 14　会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

1　交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと）。

2　分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者等の組織する団体等根拠法規のないものについても、請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。

3　事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

4　金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

5　領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理の顛末を明らかにしておくこと。

第 15　施設等の管理

第２の２の（３）の事業の事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1　管理主体

施設等の管理は、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、事業実施区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって、事業実施主体が直接管理する場合と比べてその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行い、かつ、施設等の目的外使用及び他者への転貸借のおそれがないと認められる場合には、次の方法のいずれかにより、その団体等に管理させることができる。

ただし、事業実施主体は、引き続き２～５の施設の管理の責務を負うものとする。

（１）当該団体等と委託契約を結ぶこと。なお、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の期日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利及び義務等必要な事項について、当該団体等とあらかじめ協議の上、契約内容に盛り込むものとする。

（２）当該団体と賃貸借契約又は使用貸借契約を結ぶこと。なお、貸与する施設等の種類、設置場所、貸与の年月日、管理方法、貸与を受ける者の権利及び義務等必要な事項について、当該団体等とあらかじめ協議の上、契約内容に盛り込むものとする。その際、施設等の目的外使用及び他者への転貸借を禁止する旨も併せて契約内容に盛り込むものとする。

2　管理方法

（1）事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて(昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4086 号農林大臣官房経理課長通知）様式第３号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。

（2）事業実施主体は、その管理する施設等について、地域協議会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立てに努めるものとする。

（3）（2）の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア　事業名及び目的

イ　種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ　設置場所

エ　管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ　利用者の範囲

カ　利用方法に関する事項

キ　利用料に関する事項

ク　保全に関する事項

ケ　償却に関する事項

コ　更新に必要な資金の積立てに関する事項

サ　管理運営の収支計画に関する事項

シ　その他必要な事項

（4）事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3　財産処分の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定により行う財産処分（以下単に「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年５月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4　利用計画の変更

第 11 の５の利用計画の変更については、振興推進計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体は、これを変更できるものとする。

5　災害等の報告

（1）事業実施主体は、災害等により、事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、

又は事業の遂行が困難となった場合は、その旨を別紙様式第 12 号により地方農政局長等に速やかに報告し、指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）、防災措置、復旧措置等を明らかにした上で、被災状況写真を添付するものとする。

また、地方農政局長等は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

（２）（１）以外の場合で手戻り工事が発生した場合にあっては、事業実施主体は、速やかに地方農政局長等へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から 30 日以内に（１）の報告内容に準じた報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

（３）事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、別紙様式第 13 号により直ちに地方農政局長等に報告するものとする。

第 16　事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

１　予算関係書類

（１）事業実施に関する総会等の議事録

（２）予算書及び決算書

（３）分（負）担金賦課明細書

（４）その他予算関係書類

２　工事施工関係書類

（１）入札顛末書類

（２）請負等契約書類

（３）工事完了届及び現場写真

（４）建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）

（５）その他関係書類

３　経理関係書類

（１）金銭出納簿

（２）分（負）担金徴収台帳

（３）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）

（４）その他

４　往復文書等

本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

５　施設管理関係書類

（１）管理規程又は利用規程

（２）財産管理台帳

（３）その他

第 17　交付対象事業費の内容、構成及び積算

第２の２の（３）の事業に係る交付対象事業費の内容等は、以下に掲げるとおりとする。

１　交付対象事業費の内容

（１）建設工事及び製造請負工事費

建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

１　工事費 （ａ）建設工事費 （ｂ）製造請負工事費 （ｃ）機械器具費 ２　実施設計費 ３　工事雑費	機械器具は汎用性がないものに限る。 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年４月１日付け27農振第2343号農林水産省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の２

２　本交付金に係る事業費の構成

１の交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

（１）建設工事及び製造請負工事費

ア 請負施行の場合

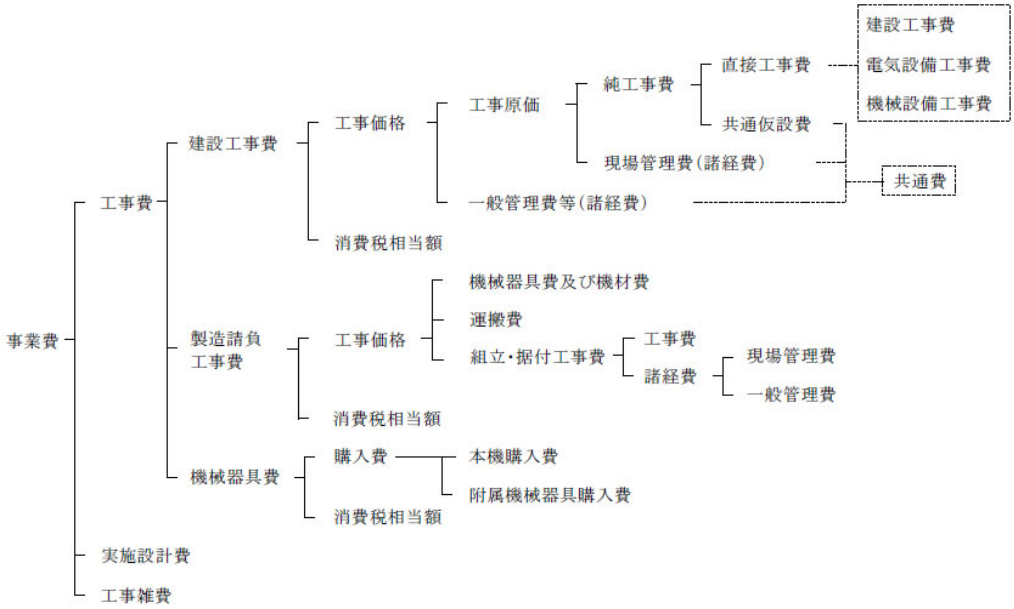

注)この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ　代行施行の場合

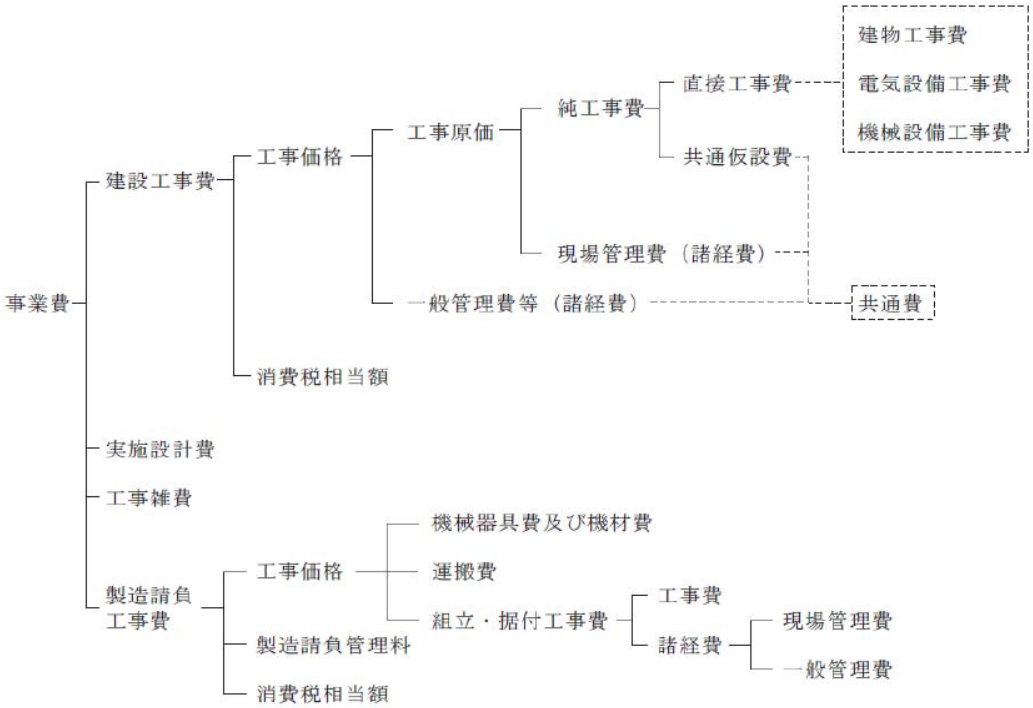

3　本交付金に係る事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法に区別して積算するものとする。

（１）建設工事及び製造請負工事費

建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア　工事費

（ア）積算の方法

a　工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費については直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費については機械器具費・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具については本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

b　建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成 17 年３月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

（イ）支給品費

a　支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

b　支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

c　工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

（ウ）古品又は古材

a　古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。

b　請負工事にあっては、当該工事に使用される古品又は古材は事業実施

主体からの支給品として取り扱うものとする。

（エ）共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区　　分	内　　容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

（オ）諸経費

a　諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする表１に掲げる現場管理費及び表２に掲げる一般管理費等とする。

b　諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表１　現場管理費

区　　分	内　　容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙

	代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表２　一般管理費

区　　分	内　　容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用

調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

（カ）消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ　実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及びそれ以外の設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ　工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の１によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

なお、地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が地方農政局長等と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ　代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、

運搬費及び組立・据付工事費の５％に相当する額以内とする。

オ　合体施行

合体施行により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分については、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行うとともに、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費の按分は、それぞれの事業費の割合に応じて適正に行うものとする。

第18　事業の評価

活動計画策定事業、農山漁村地域づくり事業体形成支援事業及び人材発掘事業を実施する場合にあっては、交付等要綱第７の交付対象事業に係る事業実施後の評価は、次のとおり実施するものとする。

１　事業実施主体は、振興推進計画及び事業実施計画に定められた計画期間の目標における達成状況等について、毎年度、次に定めるところに従い評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

（１）事業実施結果の評価（以下「事業評価」という。）は、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等について総合的に行うものとする。

（２）事業評価の報告は、別紙様式第 14 号及び第 15 号により、事業開始年度の翌年度以降、毎年度５月末日までに行うものとする。

２　１により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の内容を評価するものとする。なお、地方農政局長等は、評価を行うに当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。当該第三者機関は、当該事業評価の内容について、評価及び検証を行ったうえ、別紙様式第 16 号により、地方農政局長等に報告するものとする。

３　地方農政局長等は、２により行った事業評価の内容の評価結果を公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、評価の結果を農村振興局長に報告するものとする。なお、これらは次のとおり実施すること。

（１）評価の結果の報告は、別紙様式第 17 号により、速やかに行うものとする。

（２）評価の結果等の公表は、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。

４　地方農政局長等は、目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を３の（２）により公表するものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、次に掲げる（１）又は（２）のいずれかに該当する場合をいうものとする。

（１）振興推進計画及び事業実施計画に定める計画期間において、同計画で定めた目標の達成率が３年続けて 70％未満となった場合又は単年度で 50％未満となった場合

（２）振興推進計画及び事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較した結果、評価の結果において、取組内容の達成率が 50％未満となった場合

第19　完了報告

事業実施主体は、第８の１により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙様式第18号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の５月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

第20　事業の状況報告

１　事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。なお、事業実施主体は、承認された振興推進計画及び事業実施計画並びに年度別事業実施計画について、第８の３（１）から（４）まで以外の変更がある場合には、変更した内容を交付等要綱第21第１項の実績報告書の提出時に併せて地方農政局長等へ報告するものとする。

２　地方農政局長等は、農山漁村地域づくり事業体形成支援事業について、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、第18の４（１）又は（２）に該当することが確認された場合その他の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、事業実施主体に対し改善に向けた指導を行う。

３　地方農政局長等は、農山漁村地域づくり事業体形成支援事業について、２の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を振興推進計画の承認年度に遡って返還することを求めるものとする。

第21　収益納付

交付等要綱第28の収益納付は、次のとおりとする。

１　収益納付の対象となる収益の生ずる期間は、事業完了年度の翌年度以降の５年間とする。

２　納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

附　則

１　この通知は、平成30年４月１日から施行する。

２　この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年４月１日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。

３　２の通知によって平成29年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、平成31年４月１日から施行する。

２　平成30年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものと

する。

附　則

１　この通知は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和２年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表

事業の種類	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1　活動計画策定事業	農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援する。 ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組 ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組 ③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組 なお、①については②若しくは③と合わせて実施すること。 支援の内容は、以下のとおりとする。 （1）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定	以下の要件を全て満たすこととする。 （1）農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。 （2）自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること。 （3）具体的な事業内容欄の（1）及び（2）の取組について、少なくとも同欄の（1）のイ及び（2）のウの取組以外の全ての取組を実施すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 （1）交付率は、定額とする。 （2）具体的な事業内容欄の（1）及び（2）を合わせた各年度の助成額の上限は、次のとおりとする。 ア　事業開始年度は、500 万円とする。 ただし、具体的な事業内容欄の（1）については、300 万円を上限とする。 イ　事業開始から２年目の年度は、250 万円とする。 （3）具体的な事業内容欄の（2）のウの取組を行う場合の各年度の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から３年目の年度までの助成額の上限に各々250 万円を加えた金額とする。 （4）具体的な事業内容欄の（2）のイの取組を行

	ア　ワークショップ開催 地域住民間で徹底した話合いを行うための、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催 イ　先進地の視察及びセミナーへの参加 地域活性化のコーディネーターの育成及び地域住民の意識改革を行うための先進地の視察及びセミナーへの参加 ウ　活動計画の策定 ア及びイの取組を踏まえた地域の将来像を構想するために必要な活動計画（「交流」や「定住」へ繋がる定量的な数値目標を記載するもの）の策定 （２）地域の活動計画に掲げられた取	（４）次のアからウまでの事業において採択された事業実施主体ではないこと。 ア　都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成 25 年５月 16 日付け 25 農振第 393 号農林水産事務次官依命通知）に規定する都市農村共生・対流総合対策交付金 イ　農村集落活性化支援事業実施要綱（平成 27 年４月９日付け 26 農振第 1905 号農林水産事務次官依命通知）に規定する農村集落活性化支援事業 ウ　農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年４月１日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通	い、かつ、事業を実施する地域が次の（５）の要件に該当する場合の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から３年目の年度までの助成額の上限に各々100 万円を加えた金額とする。 （５）事業を実施する地域が次のアからコまでのいずれかに該当する場合とする。 ア　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域 イ　山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村 ウ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これら

	組の体制構築及び実証活動等 ア　体制構築 　活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制の構築 イ　実証活動 　活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動及び普及啓発に資する情報発信 ウ　専門的スキルの活用 　活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた地域外の人材が有する ICT 等の専門的スキル等の活用	知）に規定する地域活性化対策（平成 30 年３月 28 日付け 29 農振第 2248 号による当該通知の改正以前に採択されたものについては、都市農村共生・対流及び地域活性化対策）	の規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項(同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。） エ　半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 オ　離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

			カ　沖縄県振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第３条第１号に規定する沖縄 キ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に規定する奄美群島 ク　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第４条第１項に規定する小笠原諸島 ケ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯 コ　棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

2　農山漁村地域づくり事業体形成支援事業	農山漁村における生業･暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため次の①から③までの取組を支援する。 ① 農林漁業の振興のための取組 ② 地域コミュニティの維持のための取組 ③ 地域内外の若者の呼び込みのための取組 なお、①から③までの全ての取組を実施すること。 支援の内容は、以下のとおりとする。 （1）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた、事業体の形成を含む地域運営計画の策定 ア　ワークショップ開催 事業実現に向けた課題と対応について協議会構成員及び地	以下の要件を全て満たすこととする。 （1）具体的な事業内容欄の①から③までの全ての取組を実施し、活動全体として収益性が見込まれること ア　各世帯の出資等による継続的サポートが得られる場合には、これらも収入に含める。 （2）具体的な事業内容欄の①から③それぞれの事業実施主体について、地域住民が参画する法人又は地域住民が参画し事業実施期間中に法人化を図る組織が一つ以上含まれること。 （3）農山漁村地域づくり事業	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 （1）交付率は、具体的な事業内容欄の（1）及び（2）は定額、（3）は1／2とする。 （2）各年度の助成額の上限は、次のとおりとする。 ア　具体的な事業内容欄の（1）及び（2）については、事業開始年度は（1）と（2）を合わせて500万円、事業開始から2年目の年度は250万円、3年目の年度は100万円とする。 イ　具体的な事業内容欄の（3）については、事業開始から2か年の上限額は 500 万円とする。 （3）事業を実施する地域が次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、エに該当する地域を対象とする。 ア　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の農業振興地域を含む地域

	域住民間で徹底した話合いを行うための、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催 イ　先進地の視察及びセミナーへの参加 農林漁業の活性化、自立的なコミュニティビジネスの展開、地域内外の若者の呼び込みの取組を行う上で必要なノウハウ習得のための先進地の視察及びセミナーへの参加 ウ　地域運営計画の策定 ア及びイの取組を踏まえた地域におけるコミュニティビジネスを展開するために必要な地域運営計画（農林漁業の振興、地域コミュニティの維持、若者の呼び込みにつながる取組について、地域課題と対応方針、年度別事業計画、年度別収	体がU･Iターンなどの地域外の人材を含む若者等を雇用すること。なお、雇用する若者等は 45 歳未満とする。 （４）具体的な事業内容欄の（２）、（３）の支援は、（１）で策定する地域運営計画に基づく取組に限る。 （５）次のアからウまでの事業において採択された事業実施主体ではないこと。 ア　都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成 25 年５月 16 日付け 25 農振第 393 号農林水産事務次官依命通知）に規定する都市農村共生・対流総合対策交付金	イ　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第１項の地域森林計画の対象となる民有林の区域を含む地域 ウ　漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第 67 号）の対象となる漁業集落を含む地域 エ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市

	支計画、施設の整備・管理計画及び取組の定量的な数値目標を記載するもの）の策定 （２）地域運営計画に掲げられた取組の体制構築及び実践活動等 ア　体制構築 地域運営計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制の構築 イ　実践活動 地域運営計画に掲げられた取組の具現化に向けた実践活動 （３）事業体の活動に必要な施設の整備 ア　拠点の整備 既存施設を改修し、地域運営計画に掲げられた上記①から③までの取組を実施するための活動の拠点となる施設の整備	イ　農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年４月９日付け 26 農振第1905号農林水産事務次官依命通知）に規定する農村集落活性化支援事業 ウ　農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年４月１日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）に規定する地域活性化対策（平成 30 年３月28 日付け29農振第2248号による当該通知の改正以前に採択されたものについては、都市農村共生・対流及び地域活性化対策）	町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

3　人材発掘事業	（１）農村体験研修の実施 　就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者に対して、農山漁村において、農林水産業の体験研修及び地域における様々な社会活動にも参加する農村体験研修を行い、農山漁村への理解を深め、農山漁村に関心を持つ人材を発掘する取組	具体的な事業内容欄の（１）の取組を実施する場合は、次の（１）～（３）の要件を全て満たすこととする。 （１）農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。 （２）対象者の農山漁村への理解を深める取組であること。 （３）事業実施主体が複数の都道府県の地域を対象として取り組むこと。	具体的な事業内容欄の（１）の交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 （１）交付率は、定額とする。 （２）取組の助成額の上限は、１事業実施主体当たり 5,000 万円とする。
	（２）情報の発信及び共有 　（１）の取組について研修実施地区や研修生の募集に際して一元的に広報すること、実施主体同士の情	具体的な事業内容欄の（２）の取組を実施する場合は、構築するプラットフォームが、具体的な事業内容欄の（１）の取組	具体的な事業内容欄の（２）の交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 （１）交付率は、定額とする。

	報交換の場となるプラットフォームを構築すること等、農村体験研修を効果的に行うための取組	を更に促進するものであること。	（２）取組の助成額の上限は、2,000 万円とする。
４　農山漁村情報発信事業	農山漁村のポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例、世界農業遺産や日本農業遺産について、全国への情報発信等を行う取組。 また、農山漁村における新たな事業を展開する事業者間の交流を促すためのプラットフォームの運用等に関する取組や事業者が考案し、取り組む新たな事業を広報するとともに、当該事業者を顕彰するためのイベント等の開催。	情報発信等を通じ、優良事例や世界農業遺産、日本農業遺産、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合せ、新たな事業を起こす取組（農山漁村発イノベーション）について、都市住民の認知度向上や他地域への横展開を図る取組であること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 （１）交付率は、定額とする。 （２）取組ごとの助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。

別紙様式第1号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和○○年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第2号

事業開始年度	令和　　年度

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
（地域活性化対策のうち活動計画策定事業）

【　事業の種類　】

1　活動計画策定事業

	①　都市と農山漁村の人々が交流するための取組
	②　都市住民が農山漁村に定住するための取組
	③　農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組

事業実施主体名

所在地（都道府県・市町村）

1. 事業実施主体等

事業実施主体名（注1） （地域協議会名）						
取組地域の都道府県・市町村						
取組地域の範囲（注2）		旧小学校区		旧市町村域		市町村域
取組地域の集落名（注3）						
代表者氏名						
事業実施主体住所及び連絡先	住所　〒					
	TEL			FAX		
	E-mail					
事務局(個人又は団体)						
事務局所在地及び連絡先	住所　〒					
	TEL			FAX		
	E-mail					
地域振興8法等の指定状況（注4）						

2. 地域協議会構成員・連携団体

地域協議会の構成員となる個人及び団体	法人形態等	地域協議会における役割	所在地（市町村）
取組において連携する個人及び団体	法人形態等	取組において連携する役割	所在地（市町村）

注1　事業主体（団体名）及び所在地(都道府県・市町村）は、ふりがなをつけてください。

注2　取組地域の範囲は、「旧小学校区」、「旧市町村域」又は「市町村域」から選択して記載してください。

注3　取組地域の範囲の集落名を全て記載してください。

注4　実施要領別表の交付率及び助成額欄の（5）に該当する場合は、地域指定状況を記載してください。

３．実施体制図

○地域協議会実施体制図（注1）

○会計事務の審査体制（注2）

（注3）

代表者		代表者 （地位継承者）	
運営責任者		運営責任者 （地位継承者）	
事務局長		事務局長 （地位継承者）	
経理責任者		経理責任者 （地位継承者）	

注1　事業の取組に対応した実施体制について、構成員及び連携団体を役割ごとに記載してください。

注2　会計事務の審査体制について、記載してください。

注3　代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者が不在となった場合の地位継承者を記載してください。

４．地域の将来像

（1）地域の将来像（注1）

（2）事業完了後に期待される効果（注2）

注1　地域の現状や課題を踏まえ、本交付金を活用することにより、目指す地域の将来像を具体的に記載してください。

注2　本事業完了後、地域の活性化、自立及び維持発展に向けて~~た~~期待される効果について具体的に記載してください。

５－１．地域の現状・課題

（1）事業実施地域の現状と課題について（注1）

（2）（1）に対するこれまでの把握・確認方法及び取組状況（注2）

（3）（2）の取組状況を踏まえ、困難だった事項・理由（注3）

注1　都道府県及び市町村から見た地域の位置、地域の人口・基幹産業・農業動向、地域内の関連施設の整備状況、地域資源の概要、関連事業の実施状況、過去の主な活動実績等を踏まえて具体的かつ定量的に記載してください。また、地域の現状を踏まえ、課題となっている事項を具体的に記載してください。

注2　アンケート調査、ワークショップ等を具体的に記載してください。また、これまでの課題解決に向けて実施した取組について、具体的に記載してください。

注3　予算不足、技術力不足、人材不足等を具体的に記載してください。

５－２. 地域の現況図

注　取組地域の集落の範囲など地域の現況が分かる図面を添付してください。

６．目標

（1）目標（注1）

目標項目	現　在 （令和○年度）	1年目 （令和○年度）	2年目 （令和○年度）	3年目 （令和○年度）

【目標設定の考え方】

【数値目標の計測方法】

(2)評価指標(注2)

目標項目	評価指標項目	現　在 (令和○年度)	1年目 (令和○年度)	2年目 (令和○年度)	3年目 (令和○年度)

【評価指標設定の考え方】

【数値目標の計測方法】

注1　実施要領別表の具体的な事業内容欄の①から③までの取組に対応する計画期間内の事業の実施によって実現しようとする目標を設定し、目標項目、現在の数値、各年度の数値目標を記載してください。
また、情報発信等による普及啓発に係る目標についても記載してください。地域独自の目標を追加することもできます。

注2　(1)の目標の実現状況等を評価するための指標を目標ごとに複数設定し、評価指標項目、現在の数値、各年度の数値目標を記載してください。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、SNSの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものとしてください。

７－１．事業実施内容（活動計画策定事業）

（1）全体

○地域の活動計画策定（注2）

○体制構築及び実証活動（注3）

・体制構築

・実証活動

・専門的スキルの活用

・普及啓発

○合意形成の手法（注4）

○交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組（注5）

○アドバイザーの活用（注6）

・地域の活動計画策定

・体制構築及び実証活動

(2)令和○年度(取組1年目)

(3)令和○年度(取組2年目)

(4)令和○年度(取組3年目)

注1　本交付金を活用し、地域の課題解決に向けた具体的な取組内容を記載してください。
また、目標及び評価指標の数値目標の達成に向けた具体的な取組内容を年度ごとに記載してください。

注2　地域の自立及び維持発展に向けた将来像を構想し、地域住民が主体となって農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による活動計画づくりについて、具体的な取組内容を記載してください。

注3　・体制構築:活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な従来から活動している団体等を活用した具体的な体制を構築する内容を記載してください。
・実証活動:活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた具体的な取組内容を記載してください。
・専門的スキルの活用:活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた地域外の人材が有するICT等の専門的スキル等を活用する取組内容を記載してください。
・普及啓発:普及啓発に資する情報発信などの具体的な取組内容を記載してください。

注4　地域の課題、取組方針等を関係者間で共有し、事業を実施していくための合意形成の手法について、具体的な取組内容を記載してください。

注5　農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する場合は、具体的な取組内容を記載してください。

注6　アドバイザーの活用について、活用する取組内容、活用予定者、活用する人材の専門知識・経験・資格等を記載してください。

７－２. 事業実施内容（専門的スキルの活用）

（1）令和○年度（取組1年目）

（2）令和○年度（取組2年目）

（3）令和○年度（取組3年目）

注1　専門的スキルの活用にかかる委託業務計画を取組年度ごとに具体的に記載してください。

７－３. 事業実施内容（工程表）

注　７－1及び7－2の事業内容について、年度ごとの取組時期、取組内容等がわかる工程表を記載してください。

８－１．年度別事業計画とその経費の内訳（令和〇年度（取組１年目））

（単位：千円）

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1．活動計画策定事業		0				
(1)活動計画策定		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(2)体制構築・実証活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3) 専門的スキルの活用		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合　計		0				

注1　7－1及び7－2の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2　「取組内容」は、7－1及び7－2の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3　「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

注5　対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。
・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
・旅費については、旅費規程など根拠資料
・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
・その他の対象経費の算出根拠資料

８－２．年度別事業計画とその経費の内訳（令和〇年度（取組２年目））

（単位：千円）

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1．活動計画策定事業		0				
(2)体制構築・実証活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3) 専門的スキルの活用		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合　計		0				

注1　7－1及び7－2の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2　「取組内容」は、7－1及び7－2の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3　「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

注5　対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。
・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
・旅費については、旅費規程など根拠資料
・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
・その他の対象経費の算出根拠資料

８－３．年度別事業計画とその経費の内訳（令和〇年度（取組3年目））

（単位：千円）

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1．活動計画策定事業		0				
(2)体制構築・実証活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3) 専門的スキルの活用		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合　計		0				

注1　7－1及び7－2の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2　「取組内容」は、7－1及び7－2の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3　「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

注5　対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。
・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
・旅費については、旅費規程など根拠資料
・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
・その他の対象経費の算出根拠資料

９．その他特記事項

注1　農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため本交付金と併せて他省庁の関連政策事業を活用して事業を実施する、又は既に実施している場合は、活用する関連政策事業について、省庁名、取組内容、取組時期等を記載してください。

注2　女性が重要な役割を担うなど女性の参画の促進を図っている場合は、具体的な内容を記載してください。

注3　その他の特記事項がある場合は、記載してください。

別紙様式第3号

事業開始年度	令和　　年度

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

（地域活性化対策のうち農山漁村地域づくり事業体形成支援事業）

事業実施主体名

所在地（都道府県・市町村）

1. 事業実施主体等

<table>
<tr><td colspan="2">取組地域の都道府県・市町村</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">取組地域の範囲（注1）</td><td></td><td>旧小学校区</td><td></td><td>旧市町村域</td><td></td><td>市町村域</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組地域の集落名（注2）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域指定状況（注3）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">実施要領第2の2（1）及び（2）の事業</td><td rowspan="2">事業実施主体名
（注4）
（地域協議会名）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業実施主体住所及び連絡先</td><td colspan="6">住所　〒</td></tr>
<tr><td colspan="6">TEL　　FAX</td></tr>
<tr><td colspan="6">E-mail</td></tr>
<tr><td>事務局
（個人又は団体）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事務局所在地及び連絡先</td><td colspan="6">住所　〒</td></tr>
<tr><td colspan="6">TEL　　FAX</td></tr>
<tr><td colspan="6">E-mail</td></tr>
<tr><td rowspan="6">実施要領第2の2（3）の事業</td><td rowspan="2">事業実施主体名（注5）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>組織形態</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業実施主体住所及び連絡先</td><td colspan="6">住所　〒</td></tr>
<tr><td colspan="6">TEL　　FAX</td></tr>
<tr><td colspan="6">E-mail</td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注1　取組地域の範囲は、「旧小学校区」、「旧市町村域」又は「市町村域」から選択して記載してください。

注2　取組地域の範囲の集落名を全て記載してください。

注3　実施要領別表の交付率及び助成額欄の（3）に該当する場合は、地域指定状況を記載してください。

注4　事業主体（団体名）及び所在地(都道府県・市町村）は、ふりがなをつけてください。

注5　実施要領第2の2（1）及び（2）の事業実施主体と同じ場合は、事業実施主体名から代表者氏名までは記載不要。

２．地域協議会構成員・連携団体

地域協議会の構成員となる個人及び団体	法人形態等	地域協議会における役割	所在地（市町村）
取組において連携する個人及び団体	法人形態等	取組において連携する役割	所在地（市町村）

３. 実施体制図

○地域協議会実施体制図（注1）

○会計事務の審査体制（注2）

（注3）

代表者		代表者 （地位継承者）	
運営責任者		運営責任者 （地位継承者）	
事務局長		事務局長 （地位継承者）	
経理責任者		経理責任者 （地位継承者）	

注1　事業の取組に対応した実施体制について、構成員及び連携団体を役割ごとに記載してください。

注2　会計事務の審査体制について、記載してください。

注3　代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者が不在となった場合の地位継承者を記載してください。

４．地域の将来像

（1）地域の将来像（注1）

（2）事業完了後に期待される効果（注2）

注1　地域の現状や課題を踏まえ、本交付金を活用することにより、目指す地域の将来像を具体的に記載してください。

注2　本事業完了後、地域の活性化、自立及び維持発展に向けてた期待される効果について具体的に記載してください。

５－１．地域の現状・課題

（1）事業実施地域の現状と課題について（注1）

（2）（1）に対するこれまでの把握・確認方法及び取組状況（注2）

（3）（2）の取組状況を踏まえ、困難だった事項・理由（注3）

注1　都道府県及び市町村から見た地域の位置、地域の人口・基幹産業・農業動向、地域内の関連施設の整備状況、地域資源の概要、関連事業の実施状況、過去の主な活動実績等を踏まえて具体的かつ定量的に記載してください。また、地域の現状を踏まえ、課題となっている事項を具体的に記載してください。

注2　アンケート調査、ワークショップ等を具体的に記載してください。また、これまでの課題解決に向けて実施した取組について、具体的に記載してください。

注3　予算不足、技術力不足、人材不足等を具体的に記載してください。

５－２. 地域の現況図

注　取組地域の集落の範囲など地域の現況が分かる図面を添付してください。

6. 目標

（1）目標（注1）

取組 （①～③）	目標項目	現　在 （令和○年度）	1年目 （令和○年度）	2年目 （令和○年度）	3年目 （令和○年度）	事業完了後 （令和○年度以降）

【目標設定の考え方】

【数値目標の計測方法】

(2)評価指標(注2)

取組 (①~③)	目標項目	評価指標項目	現　在 (令和○年度)	1年目 (令和○年度)	2年目 (令和○年度)	3年目 (令和○年度)	事業完了後 (令和○年度以降)

【評価指標設定の考え方】

【数値目標の計測方法】

注1　実施要領別表の具体的な事業内容欄の①から③までの取組に対応する計画期間内の事業の実施によって実現しようとする目標を設定し、目標項目、現在の数値、各年度の数値目標を記載してください。
また、地域独自の目標を追加することもできます。

注2　(1)の目標の実現状況等を評価するための指標を目標ごとに複数設定し、評価指標項目、現在の数値、各年度の数値目標を記載してください。なお、評価指標については、農林水産物の販売や集出荷の回数、子育て支援や移動販売の取組の利用者数、若者等を呼び込むための情報発信の回数等、目標に対応した定量的なものとしてください。

７－１．事業実施内容（農山漁村地域づくり事業体形成支援事業）

（1）全体

○地域運営計画策定（注2）

○体制構築及び実践活動（注3）

・体制構築

・実践活動

○合意形成の手法（注4）

（2）令和○年度（取組1年目）

(3)令和○年度(取組2年目)

(4)令和○年度(取組3年目)

(5)令和○年度以降(事業完了後)

注1　本交付金を活用し、地域の課題解決に向けた具体的な取組内容を記載してください。
また、目標及び評価指標の数値目標の達成に向けた具体的な取組内容を年度ごとに記載してください。

注2　地域の自立及び維持発展に向けた将来像を構想し、地域住民が主体となって農林漁業の振興、地域コミュニティの維持及び若者等の呼び込みの取組を行うための活動計画づくりについて、具体的な取組内容を記載してください。

注3　・体制構築:地域運営計画に掲げられた取組を実施するために必要な従来から活動している団体等を活用した取組体制の強化並びに事業体の法人化に向けた取組内容を記載してください。
・実践活動:地域運営計画に掲げられた取組の具現化に向けた具体的な取組内容を記載してください。

注4　地域の課題、取組方針等を関係者間で共有し、事業を実施していくための合意形成の手法について、具体的な取組内容を記載してください。

７－２. 事業実施内容（工程表）

注1　７－1の事業内容について、年度ごとの取組時期、取組内容等がわかる工程表を記載してください。
注2　取組主体の法人化を図る取組及び法人化の時期を明らかにしてください。

８－１．年度別事業計画とその経費の内訳（令和〇年度（取組１年目））

（単位：千円）

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1．農山漁村地域づくり事業体形成支援事業		0				
(1)地域運営の計画策定		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(2)体制構築・実践活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3) 施設整備		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合　計		0				

注1　７－1の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2　「取組内容」は、７－1の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3　「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

注5　対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。
・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
・旅費については、旅費規程など根拠資料
・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
・その他の対象経費の算出根拠資料

８－２．年度別事業計画とその経費の内訳（令和〇年度（取組２年目））

（単位：千円）

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1．農山漁村地域づくり事業体形成支援事業		0				
(2)体制構築・実践活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
(3) 施設整備		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合　計		0				

注1　７－1の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2　「取組内容」は、７－1の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3　「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

注5　対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。
・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
・旅費については、旅費規程など根拠資料
・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
・その他の対象経費の算出根拠資料

８－３．年度別事業計画とその経費の内訳（令和〇年度（取組3年目））

（単位：千円）

取組内容	経費区分	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
1．農山漁村地域づくり事業体形成支援事業		0				
⑵体制構築・実践活動		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
		0				
合　計		0				

注1　７－1の年度ごとの事業内容に対応した取組内容及び効率的な主な経費を記載してください。

注2　「取組内容」は、７－1の年度ごとの事業内容を記載してください。

注3　「経費区分」は、実施要領の第10の経費区分ごとに記載してください。

注4　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

注5　対象経費を確認するための次に掲げる資料を添付してください。
・賃金及び謝金については、単価の根拠資料
・旅費については、旅費規程など根拠資料
・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料
・その他の対象経費の算出根拠資料

９. 施設整備計画

（1）事業内容及び事業量

注1　具体的な整備内容及び事業量を記載すること。併せて積算資料を添付してください。
注2　改修する建物については、所有権を確認するため、当該建物の登記事項証明書の写しを添付して下さい。
なお、売買等により本申請時に事業実施主体へ当該建物の所有権が移転していない場合は、売買契約等所有権が確実に移転することを甲乙承認している書類（任意様式）を添付してください。
また、賃貸借契約又は使用貸借契約により事業を実施する場合にあっては、その契約の写しを添付してください。

（2）事業費及び資金計画

施設名	事業費（千円）A	国費（千円）B	交付金以外の財源 C＝A－B（千円）

注1　改修施設及び導入する機械器具（建物の改修に附帯しないもの）ごとに記載してください。
注2　C欄の資金計画は、出資、融資、自己資金等の資金計画を明らかにしてください。

（3）償還計画

想定金利：　％

年度	期首残高	借入又は 償還の額	期末残高	融資条件
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	
令和○年度	千円	千円	千円	

10. 収支見通し

（単位：千円）

分類	項目	事業実施期間			事業完了後	備考
		令和 ○年度	令和 ○年度	令和 ○年度	令和 ○年度以降	
農林漁業の振興に係る取組	収入 A1					
	事業収入					
	補助金等					※具体的な補助金等の種類を記載
	寄付金その他					※具体的な資金の種類を記載
	支出 B1					
	賃金					
	需用費その他					
	収支差額 C1＝A1－B1					
地域コミュニティの維持に係る取組	収入 A2					
	事業収入					
	補助金等					※具体的な補助金等の種類を記載
	寄付金その他					※具体的な資金の種類を記載
	支出 B2					
	賃金					
	需用費その他					
	収支差額 C2＝A2－B2					
地域内外の若者等の呼び込みに係る取組	収入 A3					
	事業収入					
	補助金等					※具体的な補助金等の種類を記載
	寄付金その他					※具体的な資金の種類を記載
	支出 B3					
	賃金					
	需用費その他					
	収支差額 C3＝A3－B3					
合計	収入 A					事業完了年度の翌年度までに黒字化を達成する計画としてください
	支出 B					
	収支差額 C=A-B					

注1　本交付金による取組のみ記載してください。事業主体の経常的運営に関する収入・支出は対象外です

注2　収入のうち「補助金等」の区分には、行政からの補助金（本交付金を含む）及び受託収入、公的施設の指定管理料による収入を計上します。

注3　設備投資に関する収入・支出は対象外とし、実施要領第2の2の（3）の事業に要する交付金については記入を要しない。

11. その他特記事項

注1　農林水産業の振興及び地域コミュニティの維持のため本交付金と併せて他省庁の関連政策事業を活用して事業を実施する、又は既に実施している場合は、活用する関連政策事業について、省庁名、取組内容、取組時期等を記載してください。

注2　女性が重要な役割を担うなど女性の参画の促進を図っている場合は、具体的な内容を記載してください。

注3　その他の特記事項がある場合は、記載してください。

別紙様式第４号

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

（地域活性化対策のうち人材発掘事業）

【事業の種類】

☐　（１）農村体験研修の実施

☐　（２）情報の発信及び共有

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．事業実施主体

事業主体（団体）名（注１）	所在地（都道府県・市町村）
代表者氏名	代表者住所及び連絡先
	〒 Tel Fax E-mail
事務局	事務局所在地及び連絡先
	〒 Tel Fax E-mail

注１　事業主体（団体）名及び所在地（都道府県・市町村）は、ふりがなをつけること。

２．事業実施体制図（運営責任者（プロジェクトマネージャー）を必ず記載すること。）
（※　参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付すること。）

３．事業実施における全般的な現状と課題等

現状と課題	
取組目標 （注１）	・ ・ ・
目標の考え方と 測定方法	・ ・ ・
評価指標 （注２、３）	・ ・ ・
評価指標設定の考え方と数値目標の計測方法（注３）	・ ・ ・
その他	

注１　事業の種類で（１）農村体験研修の実施を選択した場合、取組目標は「研修生の半分以上が就職氷河期世代（1970 年度～1983 年度生まれ）」と、就農支援制度へ導いた人数や割合等、研修生が就農へ関心を持つことに係る定量的なものを入れること。

注２　事業の種類で、（１）農村体験研修の実施を選択した場合、評価指標は農村体験研修を受けた人数や受入地域数等、数値目標とすること。

注３　事業の種類で、（２）情報の発信及び共有を選択した場合は、（注３）を付している箇所は空欄とすること。

４．事業計画（取組の内容）

（１）取組内容（注１）

・研修実施地域が決まっている場合は下記も記入してください。

研修実施地域名	農林水産業の体験研修内容	地域のコミュニティ体験研修内容

（２）研修生の募集方法（注２）

（３）研修実施地域の募集方法と研修実施地域との調整体制（注２）

・研修実施地域が決まっている場合は下記も記入してください。

研修実施地域	実施地域の代表組織名

注１　事業の種類で、（２）情報の発信及び共有を選択した場合は、（１）取組内容（表を除く）のみ記載すること。

注２　研修生や研修実施地域の募集方法、募集媒体、申し込み資格を含め、具体的に記述すること。

５．経費の内訳

対象経費を確認するために、次に掲げる資料を添付してください。

・賃金及び謝金については、単価の根拠資料

・旅費については、旅費規程など根拠資料

・外部委託については、積算又は見積書等の根拠資料

・その他の対象経費の算出根拠資料

単位：千円

支出事項	経費区分（注１）	総事業費	本交付金	他の補助金等（注２）	自己資金	備考
		①=②+③+④	②	③	④	
合計						

注１　「経費区分」は、実施要領の第 10 の経費区分ごとに記載してください。

注２　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載してください。

別紙様式第5号

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

（地域活性化対策のうち農山漁村情報発信事業）

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．事業実施主体

事業実施主体（団体）名（注1）	所在地（都道府県・市町村）
代表者氏名	代表者住所及び連絡先
	〒 TEL　　Fax E-mail
事務局	事務局所在地及び連絡先
	〒 TEL　　Fax E-mail

注1　事業主体（団体名）及び所在地（都道府県・市町村）は、ふりがなをつけてください。

2．事業実施体制図　（運営責任者（プロジェクトマネージャー）を必ず記載すること）
（※　参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。）

3. 事業実施における全般的な現状と課題等

現状と課題	
取組目標 （注1）	
期待される効果	
その他	

注1　具体的な数値目標を記載すること。

4. 事業計画（取組の内容）

取組内容	

5. 経費の内訳（※積算資料を添付して下さい。）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①＝②＋③＋④	②	③	④	

別紙様式第6号

年度別事業実施計画

事業名及び活動計画区分	事業実施期間（交付期間）	計画期間	事業実施主体	事業実施内容	交付額等（円）
農山漁村振興交付金 （地域活性化対策）	○○年度～ ○○年度	○○年度～ ○○年度		令和○○年度（実績）	（事業実績額） （交付実績額）
				令和○○年度（計画）	（事業予定額） （交付予定額）

注 「事業名及び活動計画区分」欄は、該当する事業名及び活動計画区分を記載すること。（活動計画区分は活動計画策定事業を行う場合に記載する。）

別紙様式第7号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の年度別事業実施計画の提出について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第7の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第8号

番　　号
年　　月　　日

農村振興局長　殿

地方農政局長等

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（変更）の報告について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第8の2の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第9号

番　　号
年　　月　　日

農村振興局長　殿

地方農政局長等

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の年度別事業実施計画の報告について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第8の2の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第10号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）に係る工事の着手届

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第12の3の（1）の規定に基づき、届け出ます。

記

施設名等	
事業内容 （事業量、規模等）	
事業費（円）	
着手予定場所	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	
工事監理者	

（注）工程表を添付して下さい。

別紙様式第11号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）に係る工事の完了届

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第12の3の（2）の規定に基づき、届け出ます。

記

施設名等	
事業内容 （事業量、規模等）	
事業費（円）	
着手場所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
施行方法	
請負業者名	
工事監理者名	

別紙様式第12号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）に係る工事施工中の災害報告について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第15の5の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

1　災害の種類

2　被災年月日

3　被災時の工事進捗度

4　被災の程度

5　復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）

6　防災措置及び復旧措置

別紙様式第13号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）により取得又は効用の増加した施設の災害報告について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第15の5の（3）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

1　被災施設等の概要
（1）　施設等の所在地
（2）　施設等の構造、規格、規模等
（3）　事業費
ア　交付金
イ　その他の負担金等
（4）　取得年月日

2　災害の概要
（1）　災害の原因
（2）　被災の程度

3　被害見積額（復旧可能なものにあっては、復旧見込額）

4　その他（再議復旧計画及び資金計画）

［添付書類］
1　振興推進計画及び事業実施計画
2　財産管理台帳の写し
3　管理規定
4　その他

別紙様式第14号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第18の1の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第15号

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）事業実施評価書

1．事業名及び活動計画区分

（注）活動計画区分は活動計画策定事業を行う場合に記載する。

2．事業実施主体名

3．事業概要

・事業目的

・事業費・交付額(単位:円)　事業費　　0円　交付額　　0円

・事業実施期間　　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

4．実績評価

（1）　目標の達成状況等の総合的評価

（2）　取組状況

（3）　事業実績

（4）　実施体制

（5）　その他事項

5．事業実施結果

・目標達成状況

目標項目	目標値	実績値	達成率

（計測方法）〇〇

・評価指標達成状況　（※人材発掘事業（2）情報の発信及び共有　を選択した事業は記載不要）

目標項目	評価指標項目	目標値	実績値	達成率

（計測方法）〇〇

・所見

別紙様式第16号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

第三者機関名
（地域活性化対策）
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の事業実施評価に関する意見の報告について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第18の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第17号

番　　号
年　　月　　日

農村振興局長　殿

地方農政局長等

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第18の3の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第18号

番　　号
年　　月　　日

地方農政局長等　殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇〇年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の完了報告書

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）の第19の規定に基づき、報告します。

事業実施概要

事業名及び活動計画区分	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	〇〇年度～ 〇〇年度		

（注）活動計画区分は活動計画策定事業を行う場合に記載する。

別紙様式第19号

○ ○ 地 域 の 活 動 計 画

令和○○年○○月○○日　策定

地域名		地域協議会名	
都道府県名		市町村名	
基幹集落名		関係集落名	
主産業	農業　・　林業　・　漁業　・　その他（　　）		

1. 地域の状況

地域の概要

人口・世帯		H〇（10年前）	R〇（現在）	特徴（コメント）
	人口			
	男			
	女			
	0～14歳			
	15～64歳			
	65歳以上			
	人口増減割合（対 10年前）（%）	―		
	高齢者（65歳以上）割合 （%）			
	世帯数			
	高齢者（65歳以上）のみ			
	高齢者のみ世帯割合 （%）			
	平均世帯人員数（総人口／世帯数）			

農家戸数		H〇（10年前）	R〇（現在）	特徴（コメント）
	農家戸数			
	専業農家			
	兼業農家			
	15～64歳			
	65歳以上			
	農家増減割合（対 10年前）（%）	－		
	高齢農家（65歳以上）割合 （%）			

農地面積		面積(ha)	割合(%)	特徴（コメント）
	水田			
	畑			
	耕作放棄地			
	計			

地域内の組織や人材の状況	区分	団体名	代表者名	取組の概要	取組の課題等

地域内の生活基盤等の状況	施設名	各集落における施設の状況					概要、課題、要望など
		A集落（　　）	B集落（　　）	C集落（　　）	D集落（　　）	E集落（　　）	
公的施設等							
医療・福祉関連							
教育関連							
買い物関連							
エネルギー関連							
空き家等							
交通関連							
その他							

※　地域内の基幹集落においては、集落名の（　）に●印を明記する。

		名称等	概要
地域資源の状況	自然・環境		
	歴史・文化		
	伝統行事・祭り		
	特産品		
	その他		

地域内の生活基盤・地域資源マップ

２．地域の強み（良いところ）・弱み（課題）

地域の強み（良いところ）	

地域の弱み（課題）	（現状）
	（原因）

３．地域資源を活用した地域活性化の方向性

地域資源の活用方法・取組の方向性

4. 地域の課題解決に向けた具体的な取組

	区分	取組内容	取組組織 （取組主体）	取組時期
具体的な取組内容				

５．地域の課題解決に向けた組織体制

組織体制	（組織体制の継続性を確保するための方策）

６．地域の将来ビジョン

目指す将来像

地域の目標

（1）地域の目標

目標項目	現在 （〇〇年）	5年後 （〇〇年）	10年後 （〇〇年）

【目標設定の考え方】

（2）評価指標

評価指標項目	現在 （〇〇年）	5年後 （〇〇年）	10年後 （〇〇年）

【評価指標設定の考え方】

地域の将来像（イメージ図）

地域の将来ビジョンの具現化に向けた取組

【令和〇年度（1年目）】

【令和〇年度（2年目）】

【令和〇年度（3年目）】

【令和〇年度（4年目）】

【令和〇年度（5年目）】

【6年目以降の取組計画】

地域の将来ビジョンの具現化に向けた取組（工程表）

その他特記事項

別紙様式第20号

地域運営計画
（〇〇地域）

令和〇〇年〇〇月〇〇日　策定

地域名		地域協議会名	
都道府県名		市町村名	
基幹集落名		関係集落名	
主産業	農業　・　林業　・　漁業　・　その他（　　）		

１．地域課題と対応方針

地域の課題	対応方針
農林漁業の振興に関する事項	農林漁業の振興に関する事項
地域コミュニティの維持に関する事項	地域コミュニティの維持に関する事項
地域内外の若者等の呼び込みに関する事項	地域内外の若者等の呼び込みに関する事項

２. 事業計画（年度別の具体的な取組内容）

年度別の具体的な取組内容	区分	取組内容（事業実施期間）			取組内容	取組組織（取組主体）
		取組開始年（令和　年度）	取組2年目（令和　年度）	取組3年目（令和　年度）	事業完了翌年度（令和　年度）	
	農林漁業の振興					
	地域コミュニティの維持					
	地域内外の若者等の呼び込み					

２．事業計画（地域運営の組織体制）

組織体制	（組織体制図（現状、事業完了時点）） （組織の法人化、組織体制の継続性を確保するための方策）

注１　現行と事業完了時点における地域運営の実施体制及び役割分担を示す組織運営図を示し、組織の法人化、組織体制の継続性の確保の方策を記載します。
注２　法人化を図る年度、法人化後の取組組織の名称（仮称）を記載します。

３．収支計画

単位：千円

	分類	項目	事業実施期間			事業完了翌年度	備考
			取組開始年（令和　年度）	取組2年目（令和　年度）	取組3年目（令和　年度）	（令和　年度）	
年度別収支計画	農林漁業の振興に係る取組	収入　A1					○取組内容
		事業収入					
		積算根拠					
		本交付金					○事業完了後の運営主体
		補助金等					
		積算根拠（類別金額）					
		寄付金その他					
		積算根拠					
		支出　B1					
		賃金					
		積算根拠					
		需用費					
		積算根拠					
		：					
		：					
		：					
		収支差額　C1＝A1－B1					
	地域コミュニティの維持に係る取組	収入　A2					○取組内容
		事業収入					
		積算根拠					
		本交付金					○事業完了後の運営主体
		他の補助金等					
		積算根拠（類別金額）					
		寄付金その他					
		積算根拠					
		支出　B2					
		賃金					
		積算根拠					
		需用費					
		積算根拠					
		：					
		：					
		：					
		収支差額　C2＝A2－B2					
	地域内外の若者等の呼び込みに係る取組	収入　A3					○取組内容
		事業収入					
		積算根拠					
		本交付金					○事業完了後の運営主体
		他の補助金等					
		積算根拠（類別金額）					
		寄付金その他					
		積算根拠					
		支出　B3					
		賃金					
		積算根拠					
		需用費					
		積算根拠					
		：					
		：					
		：					
		収支差額　C3＝A3－B3					
	合計	収入　A					事業完了年度の翌年度までに黒字化を達成する計画としてください
		支出　B					
		収支差額　C=A-B					

注1　本交付金による取組のみ記載してください。事業主体の経常的運営に関する収入・支出は対象外です。

注2　収入のうち「他の補助金等」の区分には、本交付金以外の行政からの補助金及び受託収入、公的施設の指定管理料による収入を計上します。

注3　設備投資に関する収入・支出は対象外とし、実施要領第2の2の（3）の事業に要する交付金については記入を要しない。

4. 施設整備計画

	施設名 （現況・計画）	施設所在地	事業実施主体	施設所有者 （現況・計画）	施設管理者 （現況・計画）	現況施設の概要				計画施設の整備内容・数量	整備実施年度	整備事業費	負担区分			施設利用計画 （利用目的別年間利用日数、人数等）	償還計画	維持管理費 （年間維持管理費、積算根拠、負担区分別負担額）
						設置年度	廃止年度	構造・数量	残存耐用年数				本交付金	借入金	その他 （種類別に記載）			
整備内容	○現況 ○計画			○現況 ○計画	○現況 ○計画				年			千円	千円	千円	千円		○償還額（合計） 千円 ○想定金利 % ○償還年数 年 ○年償還額 千円 ○償還財源及び積算根拠	○年間維持管理費 千円 ○積算根拠 ○負担区分別負担額 千円

注　農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領第2の（2）の3に基づき整備する施設及び改修する建物に付帯しない購入機械器具ごとに整理します。

5. 目標と期待される効果

区分	事業名 （取組内容）	目標と計測指標	事業実施期間						事業完了翌年度 （令和　年度）		期待される効果
			取組開始年（令和　年度）		取組2年目（令和　年度）		取組3年目（令和　年度）				
			目標値	指標値	目標値	指標値	目標値	指標値	目標値	指標値	
農林漁業の振興											
地域コミュニティ											
若者等の呼び込み											